

別表第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

住戸用自動火災報知設備

(1) 住戸用受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 電源表示灯

変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。

オ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

カ 表示灯

正常に点灯すること。

キ 付属装置

火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

(2) 感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

(イ) 感知区域

設定が適正であること。

(ウ) 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられていること。

(エ) 機能障害

機能障害となるものがないこと。

ウ 熱感知器

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

エ 煙感知器

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

(3) 音声警報装置及び音響装置(補助音響装置を含む。)

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 取付状態

脱落等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。

ウ 音声警報等

音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞き取れること。

エ 鳴動方式

警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。

(4) 蓄積機能(蓄積機能を有する住戸用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)

感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。

(5) 戸外表示器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 作動表示灯
正常に点滅すること。

ウ 通電表示灯
正常に点灯していること。

エ 音声警報装置の鳴動状況
音圧、音色及び音声が正常であること。

(6) 関係者等へ報知する装置

福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できること。

共同住宅用非常警報設備

(1) 非常電源(内蔵型のものに限る。)

ア 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示
適正であること。

ウ 端子電圧
規定値以上であること。

エ 切替装置
常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(2) 非常ベル及び自動式サイレン

ア 起動装置

(ア) 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形
変形、損傷、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

(ウ) 表示
適正であること。

(エ) 機能
押しボタン等を操作した際、確実に作動し、音響装置が鳴動すること。

イ 操作部及び複合装置

(ア) 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 表示
適正であること。

(ウ) 電源表示灯
変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。

(エ) スイッチ類
端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

(オ) ヒューズ類
損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

(カ) 継電器
脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

(キ) 表示灯
正常に点灯すること。

(ク) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

(ケ) 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

(コ) 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

ウ 音響装置(ベル及びサイレン)

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 取付状態

脱落等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。

(ウ) 音響警報等

音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞きとれること。

(エ) 鳴動方式

鳴動方式どおり鳴動すること。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

住戸用自動火災報知設備

(1) 煙感知器の感度(自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備を除く。)

感度が正常であること。

(2) 音声警報装置及び音響装置(戸外表示器の音声警報装置を含む。)の音圧

規定値以上であること。

(3) 総合作動(自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備を除く。)

非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、音声警報装置及び音響装置の鳴動が正常であること。

共同住宅用非常警報設備

(1) 音響装置の音圧

規定値以上であること。

(2) 総合作動

非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置又は操作部を操作した場合に、火災表示並びに音響装置の鳴動が正常であること。